

保護者の方へ

- 1 お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担任が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すため「くすり服用依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
- 2 くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方箋によって薬局で調剤したものに限りません。
- 3 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
- 4 座薬の使用は原則として行いません。
- 5 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断し与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
- 6 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
- 7 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「くすり服用依頼書」を添付して下さい。
なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。
 - ②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
- 8 主治医の診察を受けるときは、お子さんが園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え下さい。

----- きりとり -----

くすり服用依頼書

下記のくすりの服用をお願いします。

クラス名	園児名	保護者名 ⑥
くすり名又は病名		
処方	食後 食前 食間 時間毎 医師の指示 その他	何分後又は何分前 登園前に服用した時間 詳しく

☆お願い☆

- ①一回服用分のみとさせていただきます。
- ②医師の処方薬のみとさせていただきます。
- ③一回分包装にマジックで日付、クラス名、氏名を記入して下さい。
- ④署名及び捺印は必ずお願いします。
- ⑤以上記入のうえ、クラス担任にお預け下さい。
- ⑥その日の連絡帳に「薬の服用をお願いします」と必ず書き添えて下さい。

包袋

日付
くすり名
名前

水薬

日付
くすり名
名前